

# 足守木下家文書「公家衆御馳走初中後之覚」について

高家吉良上野介への伺書

小林 輝久彦

## 目次

はじめに

一 「公家衆御馳走初中後之覚」とは

(一) 木下家文書について

(二) 本史料の年代と記載人物及び記主の比定

(三) 本史料の具体的な性格と作成目的

二 全文の紹介

おわりに

## キーワード

吉良義央 御馳走人役 木下公定 赤穂事件 酒井忠清

浅野長矩 注進手札 勅使

## はつめじ

「公家衆御馳走初中後之覚」（以下「本史料」という）は岡山県立記録資料館に寄託されている備中足守藩木下家文書の中にある写本（史料番号D 〃）である。

本史料はタテ一七〇ミリ、ヨコ九七一ミリで、形状は上記の用紙を六丁分に畳んだ、折本形式になっている。もとの用紙はタテ一七〇ミリ、ヨコ四九〇ミリの紙二枚を、のりしろ九ミリで貼り合わせてある。表紙と裏表紙に裏打ちはされていない。材質は楮紙と思われる。全体として上部と下部に水に漬かったような跡があるが、特に文字が判読不能と思われる箇所はない。

本史料の内容は、朝廷から幕府へ派遣された公家衆の御馳走人役を務めた大名から、幕府高家衆吉良上野介に対して、その役務の細かい内容につき問い合わせをし、これに対して上野介が附紙をして回答したものの写しである。附紙の部分は朱書きで示している。なお内容が九つの「覚」書きに分かれているが、これが同時期に一つ書きされたものか、別々の時期に作成されたものを一つ書きに纏めたものかについては、後に改めて考察する。

本史料の存在については既に久保貴子氏が、岡山県総務学事課文書整備班に寄託されていた時代に言及されており、かつ写真で一部分を掲出して一通りの史料紹介をされている。その中で久保氏は本史料を、木下家文書の馳走関係史料の中で「唯一江戸前期のものだった」とし、「公家衆が江戸へ到着する前日に品川に送る使者の服装のことから始まり、儀礼上の注意事項が細かく書き留められている。大名にとって、馳走役は大切な課役のひとつであり、失敗は許されない。その緊張感が伝わってくるような史料である。」と解説されている。久保氏のこの年代比定と解説が正

鶴を得たものであることは後述の解題で明らかにしたい。本史料はこのように既知のものであるが、今まで全文が翻刻されておらず、詳しい検討もされていないので、ここに全文を紹介し検討を加えるものである。

## 一 「公家衆御馳走初中後之覚」とは

### (一) 木下家文書について

本史料を含む備中足守藩木下家文書は、総数約三万点からなり、その内容は豊臣氏関係文書と藩政史料に分けられる。昭和五十六年（一九八一）から翌年にかけて、岡山県史編纂室が岡山大学日本史研究室及び岡山県立博物館の協力のもとに、当該文書のおおむねの調査を行い、分類と目録作成作業を行った。<sup>3)</sup> このうち豊臣氏関係文書については『ねねと木下家文書』<sup>4)</sup> で全文紹介と詳しい解説がされている。そして木下家文書のうち、重要資料を除く藩政資料・絵図・典籍九三二二件が岡山県史編纂室に寄託された。そのうち編纂室から現在の岡山県立記録資料館に移管された。<sup>5)</sup> 藩政史料としては元禄年間以降の「藩日記」や上級藩士三十七家の由緒を記した「御家中由緒書」及び幕府巡見使を応接する藩の動向が知れる「巡見使記録」などの貴重な史料がある。<sup>6)</sup> 本史料はその藩政史料のうち、藩主が公家衆を饗応する御馳走人役関係史料の一つである。備中足守藩木下家仮文書目録を繰ってみると、木下家文書中には、御馳走人役関係史料と思われる文書が全部で二十七件ほどあるが、このうち年号の付されているものは七件に過ぎず、いずれも江戸末期から明治期にかけてのものである（表 木下家文書御馳走人役関係史料目録）。

本史料のような江戸前期とみられる御馳走人役関係史料は、他の木下家文書中には見られない。江戸前期から後期にかけての備中足守藩木下家の御馳走人役関係文書は、明治期の廃藩の混乱の中に散逸してしまい、本史料が残された

表 木下家文書御馳走人役関係史料目録

通番	資料番号	表題	年号	西暦
1	415	公家衆御馳走初中後之覚		
2	1424	御着発御逢・京家御呼出・御老中御見舞之図		
3	1425	殿上之間着座之図		
4	1426	(凡例 両卿登城尾例次第留書)	天保4年	1833
5	1446	御馳走中案詞下(院使饗応役)		
6	1472	御馳走人被仰付并発興御届図		
7	1473	居小屋之図(伝奏御用部屋間取り)		
8	1474	三之御殿居小屋図(御玄関図)		
9	1475	大廊下着座図		
10	1476	大広間御能図(御目見并見物之図)		
11	1477	二之御殿図		
12	1478	一之御殿図		
13	1479	御馳走所之図		
14	1482	勅使御馳走直勤帳(御用番松平伊和泉守より到来)	嘉永5~6年	1852~53
15	1483	勅使直勤帳(御用番牧野備前守より到来)	安政3~4年	1856~57
16	1486	(藤堂帳之内・加藤帳之内二簾)		
17	1487	藤堂帳凡例(上使対応心得書付)		
18	1496	(御対顔之節儀式覚書 御玄関・大広間等)		
19	1578	(御高家衆名 肝煎四名・並十五名)	明治	明治
20	1584	(勅使御迎二付説諭 家来会积之儀、他)	2月24日	2月24日
21	1585	窺簾書(御馳走役礼式伺い・解答書等)		
22	1783	大番所勤方帳(勅使日野様を迎え)		
23	1795	御広間御取次勤方帳(院使藤谷宰相滞在)	天保6年2月	1835年2月
24	1797	御用間勤方 上(御馳走処日割)	天保13年1月	1842年1月
25	1803	勅使御馳走中諸入用書上帳 大崎十郎兵衛	明治2年4月	1869年2月
26	1813	勅使御馳走日記(勅使供応役)	3月3日~5日	3月3日~5日
27	6584	勅使御馳走直勤表(公家衆接待役)	嘉永5年12月25日	1852

(注)「備中足守藩木下家全文書目録」より筆者作成

のは偶然の所産であろうか。

## (二) 本史料の年代と記載人物及び記主の比定

まず翻刻に付した傍線の「吉良上野介」に着目したい。本史料は先述のとおり、御馳走人役を務めた大名がその役務内容につき、高家に指南を受けた性格の文書である。そして江戸期に「吉良上野介」を名乗ったのは、三河吉良氏の子孫である義定とその子義弥及び義弥の孫の義央の三人であるが、このうち義定は終生無位無官であった。官位に叙任されなければ、高家の職掌として最も重要な朝廷への京都上使を務められないから、義定は高家に就任したことがなかったと考えられる。これに対して義弥及び義央はそれぞれ官位を持ち、京都上使を務めていることが史料から確認できるため、高家に就任していることがわかる。本史料の「吉良上野介」は義弥か義央のいずれかに比定される。義弥が上野介を称したのは、父義定の死後の寛永四年（一六二七）から、自身が死去する寛永二十年（一六四三）までであり、義央の場合は明暦三年（一六五七）から死去する元禄十五年（一七〇二）までの間である。従って本史料の年代を「江戸前期」とした久保氏の見解は正しいことになる。

次に傍線「雅楽頭殿・御老中」を検討してみる。雅楽頭の官途名を有する者が幕府老中衆よりも上位に記されている。江戸幕府職制上、老中の上の要職は「大老」のみである。先述の義弥及び義央が「上野介」を名乗る期間に大老に就任したのは、土井利勝、酒井忠勝、酒井忠清、堀田正盛及び井伊直興の五名であり、「雅楽頭」の官途を称したのは忠清である。そうすると本史料は、忠清が大老の要職にあつた寛文六年（一六六六）から延宝八年（一六八〇）の間に作成されたということになる。

そして傍線の「大納言様」である。この「大納言」は公家衆へ進物を遣わしており、公家衆とは区別して記され

ているから武家の「大納言」として取れる。武家で大納言に任ぜられるのは、御三家のうちの尾張・紀伊両徳川家と將軍世子だけである。忠清の大老就任期における、尾張徳川家の当主光友及び紀伊徳川家の当主光貞がともに権大納言に任ぜられたのは、忠清が大老離職後の元禄三年（一六九〇）であるから、彼らではない。そうすると將軍世子とすることになるが、忠清大老就任期に將軍世子となつたのは、四代將軍家綱の養子として延宝八年（一六八〇）五月七日に正二位権大納言の叙任された綱吉である。そして周知のとおり同年八月二十三日に將軍宣下が行われ、綱吉は正二位内大臣に叙任されている。そうすると本史料は、延宝八年五月七日から同年八月二十三日までの間に作成されたということになる。

この間に朝廷の使者として江戸に下向した公家衆は、前將軍家綱の贈官位の使者と、新將軍綱吉の將軍宣下の使者である。<sup>(15)</sup>しかし後掲傍線に「公家衆登城無之事」とあるように、本史料の使者は江戸城に登城していない。登城しなければ將軍の宣旨を伝達できないから、後者の使者ではない。そうすると前者の前將軍家綱の贈官位伝達の使者とということになる。<sup>(16)</sup>

この前將軍家綱の贈官位の使者は、勅使が大炊御門内大臣経光、法皇使が小川坊城前大納言俊広、本院使が綾小路前中納言俊量、新院使が今城前中納言定淳、女院使が西洞院三位時成、宣命使が平松少納言時方であり、勅使御馳走人が土方山城守雄隆<sup>(17)</sup>（陸奥窪田藩一万八千石）、法皇使及び本院使御馳走人が木下肥後守公定、新院使御馳走人が遠山和泉守友春<sup>(18)</sup>（美濃苗木藩一万五百石）、女院使御馳走人が有馬伊予守豊祐<sup>(19)</sup>（筑後松崎藩一万石）であつたとされる。<sup>(20)</sup>この人員編成は、傍線の「勅使・新院使江私掛御目候義、院使中江、土方山城守殿・有馬伊予守殿・遠山和泉守掛御目候様二互可申談哉之事」との記述と相応しているのである。そしてここに勅使と新院使に「私」が挨拶をする折には、他の御馳走人である土方雄隆、遠山友春及び有馬豊祐にも連絡すると記しているのであるから、この「私」と

は法皇使及び本院使御馳走人の木下公定であることになる。すなわち備中足守藩主（二万五千石高）である。

本史料上のその他の人物についても考察すると、大沢右京大夫が基恒（幕府奥高家）、傍線の「河内守」が忠清の長男酒井忠明（後忠挙と改名）、酒井修理大夫が忠直（若狭小浜藩十二万三千五百石）にそれぞれ比定される。また先述のように本史料は九つの「覚」書きから成るが、そこに記された人物や事象の相関関係から、同一の勅使下向時に作成され一つ書きに纏められたものと考えておきたい。ただし各「覚」書きは一度に高家に提出されたものではないと考える。例えば覚書の（一）及び（八）は勅使が伝奏屋敷に到着するまでと、到着後に幕府要職から遣わされる上使の接遇について訊ねているから、公定が御馳走人役を拝命した直後に提出されたものだろう。また覚書の（六）や（七）のように、公家衆やその家来に贈る音信及び伝奏屋敷での火事の用心に特化して提出されたものであることが標題からも窺える。必要な都度、高家へ伺いを立てたのだろう。

以上を要するに、本史料は、延宝八年五月に前將軍家綱の贈官位の使者として江戸に下向した、法皇使小川坊城俊広及び本院使綾小路俊量の御馳走人役を務めた備中足守藩主木下公定が、高家衆で指南役の吉良義央にその接遇の作法を照会し、附紙で回答を得た伺書の写しと認められる。

### （三）本史料の具体的な性格と作成目的

御馳走人とは、江戸に下向した勅使等の公家衆に対し、その在府中の一切の接待をするという重い役務であった。勅使御馳走人として四万、五万石高くらいの大名が、法皇使御馳走人として二万、三万石高くらいの大名がそれぞれ幕府から任命された。御馳走人に任命された大名は、城主の身でありながら、勅使だけでなくその供の者にまで気を使いながら、朝から夜まで一切の世話を自身で勤めなければならなかったのである。<sup>24</sup>

その具体的な役務は、勅使等の警固から殿中での駆け引き、幕府からの上使との応対、そして饗応などの賄向き全般に及び、もちろん不作法などがあつてはならなかつた。このため朝幕間の儀礼に精通している高家衆の指南を受けるのである。御馳走人は任命されると、事前に前勤の大名家から御馳走人役の諸記録を借用して、接遇作法等につき調べる。そして疑問点などを含め、接遇作法についての伺書を提出して高家から附紙を貼ってもらつて確認をすることから始めている。

このことは、元禄十五年（一七〇二）二月の年頭勅使に対する御馳走人の任命に始まり、勅使の江戸到着、登城、江戸発足から京都からの礼札到着までの一連の儀式次第を記録した「吉良家日記」二十五（別記）の同月二十六日条に次のように記されていることから確認できる。

- 一、同廿六日、今度御馳走中勤方存寄帳面相調、民部大輔方江被差越候間、申合存寄も候八、致付札差越候様二と、御馳走衆より以使者被申越候付、則申合存寄有之処、致付札遣候事、
- 一、右帳面、別札記之<sup>(25)</sup>

かかる取り扱いは、幕末の御馳走人役でも全く同様に行われたようで、嘉永二年（一八四九）に勅使御馳走人役を務めた陸奥「閔藩主田村邦行の記録」勅使御馳走日記<sup>(26)</sup>にも、嘉永四年（一八五一）に勅使御馳走人を務めた出雲広瀬藩主松平直諒の記録「勅使御馳走日記」<sup>(27)</sup>にも、それぞれ同様に高家衆に伺書を提出して附紙を付されて返戻されたことが記録されている<sup>(28)</sup>。

このように伺書の作成と附紙の貼付・返戻の取り扱いが、百七十年余を経た幕末まで続いた、御馳走人役の変わらぬ慣習であつたのである。

先述の「吉良家日記」二十五別記の記主の比定は定かでないものの、指南した側の高家畠山民部大輔基玄及び品川

豊前守伊氏のいずれかであることは間違いないとされる。<sup>(28)</sup> そうすると、附紙を付した伺書を別紙として高家側も保管していたことになる。このことは伺書の作成目的が、指南した、されていないという御馳走人と高家の間での泥沼的論争を回避することにあつたと考えられる。さらにいえば、公家衆の在府中は儀式進行中のことであり、高家衆は非常に多忙であつた。したがって御馳走人の側から積極的に高家に接近しないと、なかなか直接の指南が受けられなかつた。<sup>(30)</sup> そこで伺書を提出して添削を受ける方法が取られたものと考えられる。

よく知られているように、本史料において木下公定の指南をした吉良義央は、のち赤穂事件の一方当事者となり、元禄十五年に播磨赤穂藩旧臣の襲撃を受けて落命した。<sup>(31)</sup> この赤穂事件の端緒となつたのが、その前年の元禄十四年(一七〇一)三月、江戸城大廊下における勅使御馳走人役の浅野長矩による刃傷事件である。<sup>(32)</sup> この刃傷事件の原因とされる長矩の義央に対する「意趣」の内容については、古くからいろいろ取沙汰されているが定説はない。ただ長矩の「意趣」とは、寵臣ともいえる人間からみても不審に感じるような、判然としない不明確なものであつた。このことは、長矩が片岡高房と磯貝正久に宛てて残した「口上」から窺える。<sup>(33)</sup>

笠谷和比古氏はこの前提に立ち、長矩の「意趣」とは彼個人の中で鬱屈、胚胎していた微妙な問題であり、外見的に誰の目からも明らかな遺恨沙汰といつたようなものではなかつたとする。<sup>(34)</sup> 笠谷氏のこの見解には筆者も賛意を表するものである。しかし、続いて笠谷氏は、刃傷事件の原因の一説を取り上げて、「ほぼこのあたりが問題の正鵠を射ているのではないか」とするが、これには賛同できない。何故ならばその一説とは、刃傷当日に長矩が登城してきた義央を出迎えた際に、「勅使送迎の作法については、昨日登城の時と同様でよろしいか。」と念のために義央に問い質したところ、「何を今更な、場当たりのなお尋ね。」と人々の面前で嘲弄されたことであるとするからである。<sup>(35)</sup> 本史料から判明するように、公家衆の接遇の作法については、指南を頼んだ高家に御馳走人から事前に伺書を提出し、指南

の高官から附紙をもつて添削を受けておくのが実務上の取り扱いであり、接遇の当座の場において口頭で遣り取りするものではない。この説は、御馳走人役の実務を知らない階層の者が創作した話であると考えるのが相当だろう。<sup>(36)</sup>

本史料は、このように江戸初期における御馳走人の接待と高官の指導の詳細な内容を記録した、貴重なものである。本史料の学術的価値も、かかる伺書の照会とその回答内容にあると思われるが、その考究については今後の研究に委ねたい。ここで筆者の興味を惹いた回答内容を一つだけ挙げると、大老酒井忠清の長男忠明（先述の傍線 の「河内守」）に対する義央の対応がある。延宝八年当時の忠明は部屋住みの身分に過ぎなかったが、従四位下侍従に叙任されており、江戸城の殿席も黒書院溜詰めという高い格式を与えられていた。<sup>(37)</sup> このような名門譜代の御曹司であり、「下馬將軍」とも呼称された権勢家忠清の嗣子という忠明の立場を忖度した公定は、忠清と共に忠明にも連絡・報告の使者を立てようとした。しかし義央は忠明への使者は「無用」と重ねて返答している。おそらく忠明が未だ部屋住みの無役であるから、その必要がないと事務的に割り切った判断をしたものと考えられる。「上に諂い、下に傲り、仲間を凌ぎ、世の中をわが物顔に振る舞う」といった、世上流布している義央の人物像とは大きく異なるものとなっていることが窺える。<sup>(38)</sup>

なお本史料の限界についても付言しておくこと以下のとおりである。まず本史料は、御馳走人の公定が義央に提出した伺書を全て網羅したものではないだろうということである。例えば、延宝九年（一六八一）の將軍家綱一周忌法要の導師として下向した、青蓮院門跡尊澄法親王の御馳走人を勤めた津輕信政（陸奥弘前藩四万六千石）は、自身の費用負担で、法親王の宿所である瑞輪寺<sup>(40)</sup>本堂に、幕府御用絵師の狩野常信と探信を連日招請して絵を書かせ、法親王の家来に与えている。<sup>(41)</sup> このような公家衆お楽しみのイベントは、当然公定も企画し実施したであろうと思われるが、それに係る記述が本史料には見えない。これについては別の伺書が存在したのではないかと思われる。次に、今回の御

馳走人役には御用お手伝いの御賄役人として南条金左衛門則弘（常陸国真壁代官<sup>(42)</sup>）が別に任命されている<sup>(43)</sup>。この御賄は御馳走人が兼帯することもある。例えば元禄十年（一六九七）に年頭勅使に同行した、伏見中務卿邦永親王の御馳走人を勤めた脇坂安照（播磨龍野藩五万三千石<sup>(44)</sup>）は、清め被いの作法の心得ないまま台所役人が飯を炊いたため、飯炊き職人が四人も錯乱状態になり、非常に困ったとの風聞が記録されている<sup>(45)</sup>。仮に公定が賄方を兼帯していれば、やはり別に御賄の作法を尋ねた何書が作成されたのではないかと考えられるのである<sup>(46)</sup>。

## 二 全文の紹介

翻刻にあたっては、おおむね現在通行の字体を用いた。朱書は『』で括り、句読点を補った。欠字と合点は省略した。原本の体裁に従うように努めたが、改行並びに傍書及び挿入箇所を適宜本文に追いつ込むなど、煩雑に過ぎないように配慮した。また、一部文意が通じない箇所があるが、原文のままとした。なお翻刻文の一部傍線と丸数字の部分並びに各覚書の間は一行空けた。各覚書下の（ ）とその中の漢数字は、筆者が解題の便宜のために付したもので、原文にはない。

本史料の翻刻・校正にあたっては、林知左子氏（西尾市岩瀬文庫主任主査）のご助力を得た。

(オモテ)

公家衆御馳走初中後之覺

朱字者吉良上野介殿之附紙之写

覺(一)

- 一、大沢右京大夫殿江者兎角之義不申達候、如何可仕候哉、『先日及御直談候通、惣中間へモ可被遣候、』
- 一、公家衆江戸着前日より品川江進候使者上下致着、則御宿近所二一宿、翌日御供、其時八羽織袴着候事、步行侍御書付之通、品川迄遣御供之事、

附、右之使者、御馳走所近所迄馬上可然候哉、

- 一、三嶋・沼津江御案内之飛脚遣候節、何二而茂鳥箱二人、台二居可進候、其節弥御案紙可被下事、

附、公家衆御家来江、此方家来より被書状遣可申候哉、『二ヶ条尤之御事候、御音信之義、追而差図可仕候、御

案詞之義、相心得存候、飛脚御立候前日可被仰聞候、』

- 一、右之節御状被遣候者、供之人数并名付共二書付参候様二被仰付可被下事、『得其意存候、』

- 一、三嶋・沼津より飛脚罷歸候節考、雅楽頭殿・御老中・河内守殿・上野介殿江以使者可申進事、

『以下六ヶ条尤之御事候、河内守殿へ之御使者御無用二候、』

- 一、公家衆供之書付被下候以後、御賄方江モ写遣候事、
- 一、御着之日限相知申候者、坊主衆頭々江申遣事、
- 一、酒井修理大夫殿江御馳走所水之義、同役中家来一所二申入事
- 一、御到着一日前二、御馳走所江引越候事、

附、其日雅楽頭殿・御老中・河内守殿江今日引越而候參候旨申上候『河内守殿江八御無用二候、』

一、公家衆御到着之前日家来到着、雅楽頭殿・御老中・上野介殿へ被參候節、案内之使者并乗物かき・供之者申付事、

一、品川御立之時分、先江注進之足輕言人、芝札之辻二而言人、数寄屋橋二言人、先扨二足輕式人、此節上野介殿へ御案内、段々可申入候哉、『每度不及御案内候、御着之節可被仰聞候、』

一、御着之刻、御乗物居候時分、御馳走所玄閑つすへり之上迄可罷出事、『四ヶ条尤之御事候、』

附、白砂江家来罷出事、門外江者家来言人差出、内迄御召候様二可申上候事、

一、上使之時、家来用人留守居御門外江罷出候事、

一、御着候考、早速雅楽頭殿・御老中・河内守殿・上野殿江申進候事、『河内守殿江者御無用、』

一、御着候考、其日追付太刀目録二而、御礼申候事、

同家来御礼之義、無進物長袴可為致着候哉、

覺(二)『七ヶ条尤之御事候、』

一、公家衆御老中・高家衆江御見廻之節、御馳走人者參問敷事、

一、公家衆より御菓子等被下候考、自身御礼罷出候事、

一、公家衆上野御參詣之刻、御馳走所御出之義、段々御馳走人迄申遣候事、

一、御馳走所江鉄炮・長柄等遣候刻、行烈(マカ)二而物頭差添遣事、

一、御馳走相済罷歸候時、同前、

一、御馳走所火之用心、拍子木二而時を打候事并時計遣置事、

一、御馳走所門外二有之足輕、用事無之時者円座用事、御三人方・御老中方・高家衆へ時宜其外見合可申事、

申合之覚(三)

一、御馳走人江公家衆申請候義、無用之事、『尤之御事候、』

一、同家来小屋二而振舞候儀、塗木具二汁五菜歟、七菜歟、魚可用事、『追而可及御差図候、』

一、同所二而御賄衆・御料理人・御坊主衆両度二振舞、右同断、但ぬり膳、

一、御馳走人同役中四人自分之付届致無用、御用之儀勿論、互二随分可入念事、

一、御馳走所在留之内、自分之見廻使等相濟候以後礼可申入事、但御三人方・御老中、其外無抛方八各別之事、

一、御老中・河内守殿・上野介殿へ付届之使者、兩人二而可相勤事、『四ヶ条尤之御事候、併河内守殿八御断二候間、

御付届御無用可被成候、』

覚(四)

一、大納言様より公家衆江被遣物、御馳走人家来御座敷江持出、公家衆御家来差図次第二置事、

但、御对面所上段御座之下、横畳之内二被遣、物置可申哉、『公家衆へ被下物八、進物番衆可被罷越候、置所等之義考、到其節可及差図候、』

一、公家衆御立前、町奉行衆用番江御伝馬之儀、以使者申遣、但、步行侍言人差添儿、

一、公家衆御見廻帳致清書、御発駕之刻、家来衆へ遣候事、『一ヶ条尤之御事候、』

附、帳之書付、何茂殿書二仕候事

一、御発駕以後二ノ御丸江罷出候、并以使者雅楽頭殿・御老中・河内守殿・上野介殿江唯今御立之由申遣候事、

附、二ノ御丸より直二雅楽頭殿・御老中・河内守殿江參候事、『尤之御事二候、河内守殿へ之御使者者御無用可被成候、此節八河内守殿へ御越、御馳走中付届、上野介殿迄御断、被任其旨之由可被仰置候』

一、公家衆御発駕以後方々より參候鑑札、以使者返遣事、

一、酒井修理大夫殿江水札、以使者返遣事、

一、御馳走所江相詰候者引取事、

一、同諸道具引取事、

一、同時兩人掃除等仕廻、御屋鋪守へ引渡可罷歸事、

一、御馳走之公家衆并家来江遣物事、追而書付可掛御目候事、

一、公家衆御発駕之節、品川江使者、昼休江飛札、步行侍肴一桶遣事、

附、昼休無之候者、泊迄遣候事、

一、右之使者、飛脚歸候節両度共二雅楽頭殿・御老中・河内守殿・上野介殿江以使者申遣候事、『河内守殿へ八御無用』

一、御発駕之節、御着之通御供、騎馬・步行侍・足輕同断、

(ウツ)

一、御賄・御料理人・坊主衆・御馳走所御留守居へ遣物事、追而書付可掛御目候事、『以上十ヶ条尤之御事候、』

一、御発駕一兩日之内同役中申合、雅楽頭殿・御老中・河内守殿・若年寄衆江懸御目候様ニ可參哉之事、『尤之御事候、此節二候間、一同不被仰合、御越可被成候。』

申合之覺（五）

一、於上野公家衆宿坊之事、『寒松院ニ而御座候。』

一、同所御堂江御馳走人先江參、何方ニ罷有候哉、『御先江被越、御堂前ニ而御待合可被成候、御歸候節八從御跡御宿坊迄御越可被成候。』

一、於同所、公家衆御迎ニ何方迄罷出候哉、

但、公家衆御歸之時跡ニ付可申候哉、

一、同所江公家衆御參詣之時考、御馳走人者衣冠之事、

一、衣冠之上ニ太刀はき可申候哉、

附、わきさし持せ申事、

一、増上寺江公家衆御參詣有之間敷事、『四ヶ条勿論之事候。』

一、公家衆登城無之事、

御馳走之公家衆御逗留中并家来江音信仕候覺（六）

一、御着之日、太刀目録を以御礼、

一、翌日杉重、

- 一、御対顔翌日一荷二種と有之候得共、此度<sup>者</sup>登城無之由被仰聞候、如何可仕候哉。此節之間、御無用可被成候、
- 一、一両日置肴名酒、『尤二候、魚物、精進之義者、追而可致御差図候。』
- 一、濃茶錫之中次、紫幅紗、花なと進候事、
- 一、家来江大折手樽、
- 一、御賄方・御料理人・坊主衆へ音信事、『前後五ヶ条尤之御事候、』

火事之節之覺(七)、『五ヶ条尤之御事二候、』

- 一、若火事出来、程近二而急二御退候<sup>者</sup>、方角二依、上野増上寺又<sup>者</sup>御馳走人宅江成共御供可申事、少之間も候<sup>者</sup>、上野介殿御差図可有之事、
- 一、同時、面々御馳走人御供申、先江家来騎馬、自身八御跡より可乗候、人込候<sup>者</sup>御先江御馳走人乗可申候、但、袴之上に羽織可着歟、御供之家来<sup>者</sup>革羽織、急成時<sup>者</sup>上下、
- 一、何方江も御移候時<sup>者</sup>、其所二幕を打、宿札ヲ打、御定之弓・鍵・鉄炮遣置申候事、
- 一、同時、雅楽頭殿・御老中・上野介殿江御退候所可申進候事、
- 一、同時公家衆荷物<sup>の</sup>け申候事、御馳走所二有合候<sup>者</sup>可持出候、但、間有之<sup>者</sup>屋敷よりも人可越候、

覺(八)

- 一、上使御座候節<sup>者</sup>、先江相知申候哉、『前廉御左右可申入候、』
- 一、雅楽頭殿・御老中・河内守殿・若年寄衆御見舞之節も、先江相知申候哉、『前廉御左右可申入候、』

一、上使之節又者御老中・河内守殿・若年寄衆始而御見廻之節、御馳走人も長袴之事、但又御暇乞二御成之節八、半上下着シ可申哉之事、『御書付之通二候、』

一、明日上野へ御參詣候様二と、高家衆御出被仰候時八上文と申二而者有之間敷候間、御馳走人者半上下着可仕候哉、『半袴、』

一、上使又八御老中御出之時者、何方迄御先江罷出候哉、『御送迎、御玄閑薄縁之上迄、』

覺(九)『此方ヨリ別二尋候、』

一、公家衆御着、初而掛御目候節、太刀銀馬代且又勅使・新院使江私掛御目候義、院使中江、土方山城守殿・有馬伊予守殿・遠山和泉守掛御目候様二互可申談哉之事、『尤之御事候、』

一、兩院使江私家來、若可被召出候者、長袴着候様二可申付哉之事、『当番之御馳走被致候衆御聞合、其通二可被成候、』

一、公家衆東叡山江何二而も御持參有之候者、步行侍上下着、宰領可申付哉之事、『尤之御事候、』

一、公家衆東叡山江參詣御帰之時分、上野介殿江者勿論、今度者各別之參詣候間、御月番之御老中迄以使者可申上哉之事、『御老中并拙者義も其節上野二相詰候間、不及御左右候、』

一、品川迄差出候使者、兩院使本陣前迄上下二而罷出有之而、本陣江御入候時口上申上様二可申付哉之事、『尤之御事候、』

一、東叡山江公家衆御參詣之時、御馳走人者御先江可參哉、於寒松院御馳走之事、『寒松院指令、常照院二成公家衆下輿之場御經堂前廻廊之脇竹埦之外二相究候、各も右之所迄御出迎之筈二候、御先へ御越可被成候、寒松院御馳

走被申候間、各不及御馳走候、<sup>〆</sup>

一、両院使伝奏屋敷江御到着之時、即刻酒井修理殿宅江、右之趣使者留守居口上書仕、雅楽頭殿・上野介殿江注進申、且又上野介殿江者公家衆御支度調候者注進追而可申入哉之事、<sup>〆</sup>毎度御書付之通二候、乍然此節候間修理大夫宅へ者雅楽頭殿御越有<sup>之</sup>間敷候、及其砌差図可仕候、<sup>〆</sup>

一、公家衆御同道之時、跡乘之者四人御跡江引下り一列二乗申様二可申付哉之事、

一、公家衆御立之時分早天二候者、先以使者即刻御老中・上野殿江其趣注進申入、其後御老中御登城之時分、各申合候而登城仕、公家衆御逗留中別条無之相勤之趣可申哉之事、

一、此節二候間、公家衆家来中者魚類用申候共、自分之家来精進二可申付被存候事、<sup>〆</sup>已上三ヶ条尤之御事候、<sup>〆</sup>

## おわりに

本史料により、江戸初期における御馳走人の役務内容の一端が明らかとなった。そして、それは幕末まで連続と続けられて慣習化していた方法であった。そうであれば幕末の御馳走人関係の史料から、江戸初期の御馳走人の役務内容を演繹することは有効な方法論であるかもしれない。しかし年代を経るに従い、改められた部分もあったと思われる。

まず先述の御馳走人の役務内容の一つである接待の賄い方の支出であるが、これは寛政三年（一七九一）に幕府の賄い向きの改正に伴い、御馳走人の支弁から幕府代官の支弁に改められている。<sup>47</sup>

次に陸奥一関藩主田村家の「勅使御馳走日記」及び出雲広瀬藩主松平家の「勅使御馳走日記」には、いずれも幕府

勘定奉行から、「勅使御馳走方御改定御定牒」「公家衆御馳走人勅方牒」「別紙」「申達之覚」という、御馳走人役に係る手引書ともいふべき書類四冊を貸与されたことが記されている。<sup>(48)</sup>しかし大石学氏が既に指摘されているように、幕府の役職に係る「留帳（公文書）」が作成され、その記録が幕府により一元的に蓄積・整理されるようになったのは、享保の改革以後のことである。<sup>(49)</sup>それ以前の時代においては、先述の手引書のような書類は、幕府においては作成されていなかったと思われる。

そして岩下哲典氏が紹介した「注進手札」がある。岩下氏は、先述の陸奥一関藩主田村家の「勅使御馳走日記」の記述から、殿中儀式において公家衆、御三家、老中、高家の動向を連絡して逐次把握する手段として、「注進手札」が用いられていたことを明らかにしている。<sup>(50)</sup>「注進手札」は先述の出雲広瀬藩主松平家の「勅使御馳走日記」にも見られるから、広く幕末の御馳走人の役務上用いられた方法であったとみえる。<sup>(51)</sup>しかしこの「注進手札」は、本史料にも先述の「吉良家日記」二十五別記にも見られない。ただこれは史料の性格上の相違によるものかもしれない。

ところで佐藤孔亮氏によると、先述の赤穂事件の際、浅野長矩には儀式次第の刻限変更に係る連絡がなく、このため長矩は時刻を間違えて、不作法になった可能性があるという。<sup>(52)</sup>これは「注進手札」のしくみが事件当時に存在していたならば、防げるはずのものである。江戸初期の御馳走人役にも「注進手札」が用いられていたかどうかについては、なお検討を要するようと思われる。

国内各地の藩政史料には、御馳走人役関係史料が他にも多数保管されているものと思われる。ただその内容についてはほとんど未検討の状態である。本史料のように無年号であっても、実は江戸初期及び中期まで遡る御馳走人関係史料が、まだ出てくると思われる。江戸初期及び中期における御馳走人役の実態の解明は、今後の史料の発掘と集積及びその分析により果たされるものと思料する。

注

( ) 本史料は大倉精神文化研究所所長平井誠二氏が、西尾市岩瀬文庫の依頼により、平成二十九年(二〇一七)五月三日に同資料館で実地調査を行い、詳細な調査報告書(西尾市岩瀬文庫)を作成されている。ここでは適宜当該報告書の内容を引用させていた。

( ) 久保貴子「岡山県総務学事課文書整備班史料調査参加記」(岡山藩研究会編集『岡山藩研究』四四号、二〇〇三年)。

( ) 人見彰彦「足守木下家文書調査」(『岡山県史研究』五、一九八三年)。

( ) 山陽新聞社編『ねねと木下家文書』(山陽新聞社、一九八二年)。

( ) 岡山シティミュージアム編『岡山に生きた豊臣家』備中足守藩木下家資料』(岡山シティミュージアム、二〇一五年)。

( ) 『岡山県史 第二六巻諸藩文書』(岡山県史編纂委員会、一九八三年)、二七頁。

( ) 杉原康子「明治三十五年九月作成の「御所蔵品目録草案」を調査して」(『岡山県立記録資料館紀要』一一、二〇一六年)。結論を先取りするかたちになるが本史料は足守藩六代藩主公定自らが記した文書の写しである。杉原康子氏によると公定は藩の文政に力を注ぎ、学問を奨励し、現在の足守の基盤を作った名君であったとされる。かかる名君の公定が作成した文書であるとして、わざわざ写しが作成され、大切に保存されてきたが、残念ながら原本は失われた可能性も考えられるのではないか。別の可能性については、注16参照。

( ) 『寛政重修諸家譜 第二』(続群書類従完成会、一九六五年)、五二八頁以下。

( ) 『内閣文庫所蔵史料叢刊 干城録 七』(汲古書院、一九八六年)、五九六頁。

(10) 官位叙任については前掲注 『寛政重修諸家譜 第二』。高家の職務に精勤していたことについては、『吉良家日記 吉良町史別冊資料』(西尾市、二〇一三年)を参照。

(11) 前掲注 『寛政重修諸家譜 第二』参照。

(12) 『国史大辞典第八巻』「大老」の項(吉川弘文館、一九八七年)、九二〇頁。なお最近の研究では、大老を後見型大老ないし執

事系大老と、政務型大老ないし元老系大老に峻別して把握するべきとの見解がある（野田浩子、「江戸幕府初期大老と井伊直孝の役割」、『立命館文学』六〇五、二〇〇八年）。これに従えば、井伊直孝、松平忠明、保科正之、榊原忠次及び井伊直澄も大老に含まれることになる。しかし、いずれも「雅楽頭」の官途を称していないので結論に変わりはない。

(13) 『徳川諸家系譜 第二』(統群書類従完成会、一九七四年)、二〇〇頁、二三八頁。

(14) 『徳川諸家系譜 第一』(統群書類従完成会、一九七〇年)、五〇頁。

(15) 「公家衆御参向之記 一」西尾市岩瀬文庫蔵(請求番号八三函二七番)。

(16) なお付言すると、この時公家衆が登城しなかつたのは、前將軍家綱が江戸城内で死去したことによる死穢を忌避したためである。このことは「年録」七八(「国立国会図書館所蔵請求番号八三三 一」)の延宝八年の項には詳しく記されていないが、三代將軍家光薨去の時の家綱の先代の家光の薨去の法事が行われた「年録」二三、慶安四年五月廿三日条に、「則仰之趣豊後守伝之曰、今度日光江御経被送進御満悦被 思召之趣相心得可被致奏逢之由 御対顔之上 勅答雖被仰出、御忌中嘗中も相穢、其上御幼少二付而不其義也」と記されていることから分かる。このような勅使等の勅答の遣り取りが江戸城にて執り行われない儀礼は、前將軍薨去の例くらいにしか見られない。本史料が残されたのは単なる偏在によるのではなく、木下家としては貴重な先例の儀礼として特に写本を作成して伝えたものとも考えられる。別の可能性については、注 参照。

(17) 『寛政重修諸家譜 第五』(統群書類従完成会、一九六四年)、三五七頁。

(18) 『寛政重修諸家譜 第十三』(統群書類従完成会、一九六五年)、七八頁。

(19) 『寛政重修諸家譜 第八』(統群書類従完成会、一九六五年)、五五頁。

(20) この記述の正しいことは、前掲注15「年録」七八、国立国会図書館(請求番号八三三 一)延宝八年五月二十三日条及び「徹有院殿薨去記写」(増上寺史料集 第九巻)増上寺、一九八四年、三五七頁)延宝八年五月十八日条を参照。なお木下公定は、刊行物では「公定」と表記されてきたが、ここでは前注 杉原論文の指摘に従い「公定」の表記で統一する。

(21) 『寛政重修諸家譜 第十二』(統群書類従完成会、一九六五年)、一一五頁。

(22) 前掲注 『寛政重修諸家譜 第二』、八頁。

(23) 前掲注 『寛政重修諸家譜 第二』、二四頁。

(24) 平井誠二「江戸時代における年頭勅使の関東下向」、『大倉山論集』第三輯、一九八八年。

(25) 前掲注10 『吉良家日記』六八八頁。なお残念ながら「別札」は記述されていない。

(26) 小岩弘明「沼田家本「勅使御馳走日記」とその周辺」(『一関市博物館研究報告』六、二〇〇三年、六〇頁)に「二八日よいよ勅使一行の陣容が知らされ田村は伺書を提出する。これは勅使御馳走人としての全ての行動パターンの伺いであり、この内容は勅使御馳走人の本分を知る上で貴重な資料となる。少々長いが全項目を挙げてみたい。

一、表番所に備える武器の数や人数

一、三嶋沼津到着の予定を飛脚を立てて手紙で聞くべきか、その場合各方の手紙も添えるべきか

一、飛脚が戻ったら、老中、西丸老中に注進すべきか

一、江戸到着の前日、自分が御馳走所へ移る時に老中に届をすべきか

一、到着前日に両卿に一人ずつ使者を出す際の服装、及び同行の徒士の服装

一、江戸到着の前日の宿駅に着いたことを告げてきた際には、老中、西丸老中に知らせるべきか

一、両卿御馳走所到着の時間は自由か

一、御馳走所到着時に老中、西丸老中、若年寄ほかへ知らせるべきか

一、到着時に自分は式台薄縁まで迎えに出るか、家来は白州で出迎えるか

一、両卿が御馳走所にお入りになり追って太刀金馬代をお目にかけるか、別勅使、女御使へはどうか、家来のお目見えの仰せを蒙った場合出るべきか、その時服装は半袴か

一、到着時の上使の名前を知らせて欲しい

一、上使がお出での際は式台薄縁まで迎えに出るか、家来は白州で出迎えるか

- 一、右大将（家定）からの上使は公方（家慶）からの上使の心得でよいか
- 一、自分は毎日長袴を着用すべきか
- 一、両卿の跡乗りは一人づつ、徒士三人づつか
- 一、老中、西丸老中が見えた時はどこまで出迎えるか、若年寄ほかはどうするか
- 一、両卿が登城のとき、どこで下乗するか、御馳走所を出るとき注進するか、自分は一足先に登城すべきか
- 一、登城時には玄関からどこまで両卿の後に付けばいいか
- 一、西丸へも登城するか、それは何回か、自分は本丸から西丸へ一足先に登城すべきか
- 一、西丸登城時にはどこで下乗すべきか、自分はどここの席まで案内するのか
- 一、両卿は御城から老中、西丸老中その外へ廻勤めを行うか、自分は帰るべきか
- 一、両卿が逗留中に所労で服薬の場合医師はどうすべきか、家司急病の場合は先手医師が治療か
- 一、上野・増上寺参詣の時はどこで下乗すべきか、自分は一足先に行つてどこまで待つてどこまで案内するのか、お泊りとなつた場合すぐ知らせてほしい その場合調菜または菓子をお出するか
- 一、参詣が済んだならば老中外へ知らせるべきか
- 一、日光門主、御三家が御見廻りに来たら自分並びに家来はどこまでお出迎えすべきか
- 一、両卿が御三家へお出になることを知つたらすぐに家老衆へ使者を出すべきか
- 一、両卿の外出が夜遅くになつた場合は、老中外への届は翌朝でよいか
- 一、火事の場合退所をどうすべきか、自分も同道すべきか、火の方角により寺院や拙宅に退くか、お供をどうするか、御馳走所に備えている武器を持つていくか、退いた場所を老中外へ注進するか
- 一、強い地震があつて別条ない時はどこへ知らせるべきか
- 一、両卿からお土産があるときは受け取るべきか、家来へ下し物があるときはどうするか

一、火の廻役人に昼夜見廻らせ夜は拍子木を打たせるか

一、両卿家来に不慮のことがあつた場合どこに届けるか

一、江戸発駕の際、老中、西丸老中、若年寄外に知らせるか

一、発駕以後に登城して報告し、それから老中、西丸老中、若年寄外へ届けるか

一、見送りのため品川駅まで跡乗、徒士を添えるか

一、宿泊地まで飛脚を出し戻つたら老中、西丸老中までお知らせするか

一、両卿への進物内容

一、到着、上使、対顔、御能、返答、参詣その時々のお自分着用の衣服について

以上、三八ヶ条にわたる事細かな質問である。これに対してそれぞれの内容に付札を付して返却されていて、「御馳走日記」には頭注に指示内容が書き留められている。」と記されている。

(27)

宮内志「嘉永 年・勅使御馳走日記の検討」(『日本文化』一三三、一九九三年)、七七頁に、「御掛畠山長門守へ御留守居まかり出、御用人田中衛守へ出會い、「来春参向の勅使誰殿なられ、御下向何月哉、日頃なられ御発駕籠候哉、御馳走所何方にて御座候哉、仰せ聞かれ下さるべく候」使者をもって申し述べ候。ならびに御家来伺書指し出し候と(こ脱カ)る落手なられ、追て御取り調べの上御答仰せ聞かざるべき旨御挨拶これ有り」(十二月三十一日条)、八一頁に、「畠山長門守様用人田中三治兵衛をもって書付「年頭ならびに女一宮誕生の儀をかね、勅使三條大納言、坊城前大納言、二月廿五日頃着府の積候事」ならびに書面へ附札、家来伺書へも附札相渡し済み」(二月初日条)、「伝奏屋敷両役所へ昨日畠山長門守様より御渡しになられ候伺書、かつ家来伺書へ附札ならびに書付写一通、都合三通ならびに去月十九日城において勘定奉行様より渡しの定帳四冊返上」(二月二日条)とそれぞれ記されている。

(28)

木下家文書にも同じ性格の文書と思われるものとして、表、通番21「窺廉書」がある。

(29)

平井誠二『吉良家日記』解題(前掲注10『吉良家日記』七四七頁)。

- (30) 鶴田啓「近世大名の官位叙任過程 対馬藩主宗義倫 義誠の事例を中心に」(『日本歴史』五七七、一九九六年)。これは官位叙任文書の受取手続に関するものであるが、大名側から積極的に高家の許に足を運び、指導を仰いでいることが知られる。
- (31) 『国史大辞典第一巻』(吉川弘文館、一九七九年)「赤穂事件」の項。
- (32) 本史料の記主木下公定は、天和二年八月十七日に第七回朝鮮通信使を浅野長矩とともに三嶋宿にて饗応し、韓使から緑豆を音物として贈られているから、長矩とは面識があつた(市毛弘子「通信使からの音物」『静岡県地域史研究会報』一一八、二〇〇一年)。また元禄十四年四月には、赤穂城引渡しの上使を脇坂安照とともに勤めており(赤穂城御請取書留)『忠臣蔵第三巻』赤穂市、一九八七年、一一四頁、『赤穂城請取在番御用覚』龍野市歴史文化資料館、一九九五年、二頁)、赤穂事件とも関わりを持った。
- (33) 「一関藩家中長岡七郎兵衛記録」(前掲注32『忠臣蔵第三巻』一九頁)。
- (34) 笠谷和比古「武士道と日本型能力主義」(新潮社、二〇〇五年)、二二頁。
- (35) 笠谷氏はこの説の出典を「冷光君御伝記」(前掲注32『忠臣蔵第三巻』四頁)とするが、管見の及ぶ限り成立年代の明らかな義士伝でこの説が見えるのは、加賀藩土杉本義鄰が元禄十六年に著した「赤穂鐘秀記」(鍋田昌山編『赤穂義人纂書第一』国書刊行会、一九一〇年所収)が最初である。
- (36) 前掲注35で記した「赤穂鐘秀記」の著者杉本義鄰は、加賀藩の定番歩士という階層の者であるから、彼も御馳走人役の実態を知りえなかつたものと考えられる。
- (37) 福留貞紀『名門譜代大名・酒井忠孝の奮闘』(角川叢書、二〇〇九年)、二二頁。福田千鶴『人物叢書 酒井忠清』(吉川弘文館、二〇〇〇年)、一一二〇頁。
- (38) 徳富蘇峰『近世日本国民史 赤穂義士』(講談社学術文庫、一九八一年)、七二頁。
- (39) このような義央の対応は新將軍綱吉の親族に対しても変らなかつた。拙稿「一次史料から見た吉良義央の人物像」(『義周公没後三〇〇年記念シンポジウム 吉良上野介義央と義周資料集』義周公没後三〇〇年記念事業実行委員会、二〇〇六年)。

- (40) 瑞輪寺は、寛永五年以前に法親王らの宿所として見える。「隋林寺」と同寺院と考えられる。久保貴子「明暦大火以前の参向 公家の宿所について」(前掲注10『吉良家日記』、七八一頁)。
- (41) 『添田儀左衛門日記』(浪川健治編『近世武士の生活と意識』添田儀左衛門日記』 天和期の江戸と弘前 『岩田書院』、二〇〇四年)延宝九年五月十五日条。
- (42) 村上直ほか三名編『徳川幕府全代官人名辞典』(東京堂出版、二〇一五年)、三四九頁。『新訂寛政重修諸家譜 第九』(続群書類従完成会、一九六五年)、三六六頁。
- (43) 前掲注16「年録」七八、延宝八年五月二十三日条。なお、「御賄」の別任について、前掲24平井論文参照。
- (44) 「年録」一一六(国立国会図書館所蔵 請求番号八三三一)「元禄十年二月四日条参照」。
- (45) 長谷川強校注『元禄世間咄風聞集』(岩波文庫、一九九四年)、一〇九頁。
- (46) 中川学氏は、元禄十四年の江戸城刃傷事件の対応から、当時の幕府が穢の有無と儀礼の関係を判断するシステムを持っていなかったとする(「近世における触穢観念と政治秩序 為政者の死と穢」『歴史学研究増刊号』八〇七、二〇〇五年)。これが正しいとするとそもそも穢の清被に係る伺書は作成されなかったかも知れない。
- (47) 前掲注24平井論文。ただ享保十五年(一七三〇)の幕府勘定帳に「金九百三拾両余 年始参向之公家衆御賄料」、享保十六年(一七三二)の幕府勘定帳に「金九百四拾両 年始参向之公家衆御賄御入用」、米拾六石余 年始参向之公家衆御賄料」と記す史料があるので(大野瑞男「史料紹介 享保改革期の幕府勘定所史料 大河内家記録」(一)(二)『史学雑誌』八〇 一、二、一九七一年)、再考の余地がある。
- (48) 前掲注26小岩論文、六〇頁。前掲注27宮内論文、七九頁。なお木下家文書では表 通番14「勅使御馳走直勤帳」と15「勅使直勤帳」が同じ性格の史料と考えられる。
- (49) 大石学「日本近世国家における公文書管理 享保の改革を中心に」(『史境』三六、一九九八年)、大石学「元禄時代と赤穂事件」(角川書店、二〇〇七年)、二〇八頁。

- (50) 岩下哲典『権力者と江戸のくすり 人參・葡萄酒・御側の御薬』北樹出版、一九九八年、一〇二頁以下。
- (51) 木下家文書にも「手札」「御手札」との記述のある史料として、表 通番 「御馳走中案詞下」がある。
- (52) 佐藤孔亮『忠臣蔵事件』の真相』(平凡社、二〇〇三年)、三〇頁。